

第4次地域管理経営計画書

(天竜森林計画区)

計画期間 自 平成26年4月1日
至 平成31年3月31日

関東森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で高まる中、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

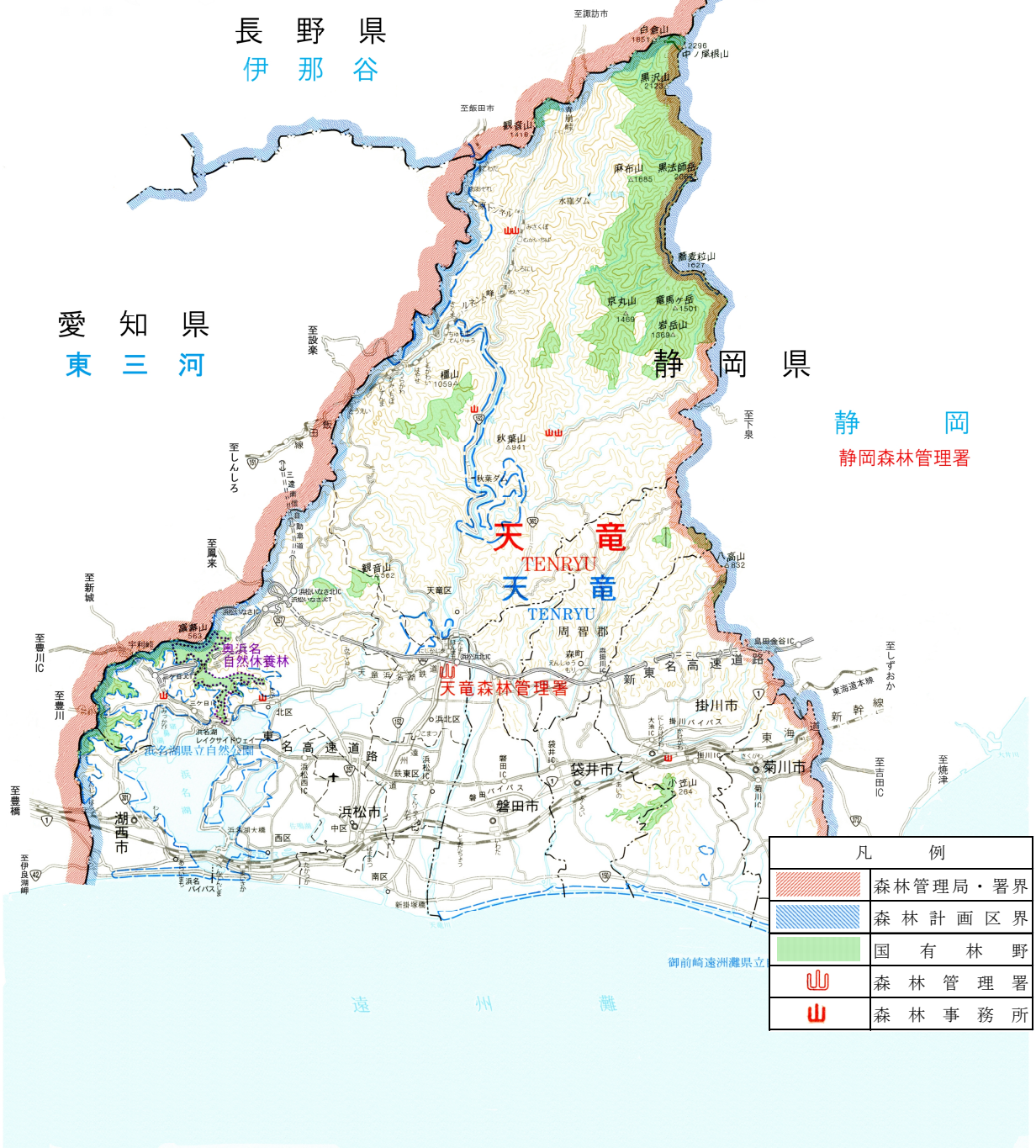
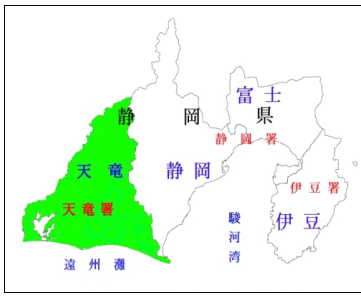
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、その目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の天竜森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、県、市町村等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

天竜森林計画区の国有林野位置図



長野県
伊那谷

愛知県
東三河

静岡県

静岡
静岡森林管理署

凡 例	
	森林管理局・署界
	森林計画区界
	国有林野
	森林管理署
	森林事務所

目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
（1）森林計画区の概況	1
（2）国有林野の管理経営の現況及び評価	1
ア 計画区内の国有林野の現況	1
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林	5
④ 緑の回廊	5
⑤ レクリエーションの森	5
（3）持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	7
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	8
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	8
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	8
（4）政策課題への対応	9
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
（1）機能類型毎の管理経営の方向	10
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	12
① 土砂流出・崩壊防備エリア	12
② 気象害防備エリア	12
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	12
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	13
エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	13
（2）地域ごとの機能類型の方向	14
ア 天竜地域	14
① 水窪地区	15
② 気田地区	15
③ 瀬尻地区	16
イ 南部地域	16
① 小笠山・三倉地区	16
② 三ヶ日地区	17

3	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	18
(1)	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	18
(2)	林業事業体の育成	18
(3)	民有林と連携した施業の推進	18
(4)	森林・林業技術者等の育成	18
(5)	その他	18
4	主要事業の実施に関する事項	19
(1)	伐採総量	19
(2)	更新総量	19
(3)	保育総量	19
(4)	林道等の開設及び改良の総量	19
5	その他必要な事項	19
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	20
1	巡視に関する事項	20
(1)	山火事防止等の森林保全管理	20
(2)	境界の保全管理	20
(3)	入林マナーの普及・啓発	20
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	20
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	21
(1)	保護林	21
(2)	緑の回廊	23
4	その他必要な事項	24
(1)	野生動物による被害に関する事項	24
(2)	希少猛禽類の生息に関する事項	24
(3)	溪畔周辺の取扱いに関する事項	24
(4)	その他	25
III	林産物の供給に関する事項	26
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	26
2	その他必要な事項	26
IV	国有林野の活用に関する事項	27
1	国有林野の活用の推進方針	27
(1)	レクリエーションの森	27
2	国有林野の活用の具体的手法	28
3	その他必要な事項	28
V	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	29
1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	29

2	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全に関する事項	29
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項	30
1	国民参加の森林に関する事項	30
	(1) 社会貢献の森	30
2	分収林に関する事項	31
3	その他必要な事項	31
	(1) 森林環境教育の推進	31
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加	31
VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	32
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	32
	(1) 林業技術の開発	32
	(2) 林業技術の指導・普及	32
2	地域の振興に関する事項	32
3	その他必要な事項	32
	森林の管理経営に関する指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、静岡県西部に位置し、天竜川広域流域に含まれる天竜森林計画区*内の国有林野23千haであり、当森林計画区の森林面積の17%を占めている。

林況*は、スギ、ヒノキの人工林と広葉樹のブナや針葉樹のツガなどの天然生林で構成されている。

当計画区の北部には、標高2,000m級の山々が多数連なる山岳地帯があり、計画区の中中部から南部へは、海拔高度の低下とともに小起伏となり、丘陵地帯が広がっている。

国有林野は、天竜川中流域の支流や浜名湖の源流部に位置しており、下流域の生活用水や農業用水などの水源地として重要な役割を果たしているとともに、北部では浸食作用が激しい急峻な地形であるため、水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林*が国有林野面積の97%を占め、地域住民の生活環境の保全を果たす重要な役割を担っている。

また、森林に対する国民ニーズに応えるべく、保健・文化・教育的な利用の場の提供を進めており、北部の山岳部では登山や溪流釣りなどの森林レクリエーション利用や、南部の森林では浜名湖周辺からの四季折々の多様な森林景観の眺望が見られるなど、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成25年3月31日時点)は、人工林を中心とする育成林が56%(12千ha(育成単層林*10千ha、育成複層林*2千ha))、天然生林*が44%(9千ha)となっている。(図-1-1、図-1-2参照)

*【天竜森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、静岡県では、伊豆、富士、静岡、そして天竜の4森林計画区に区画されています。

*【林況】

樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

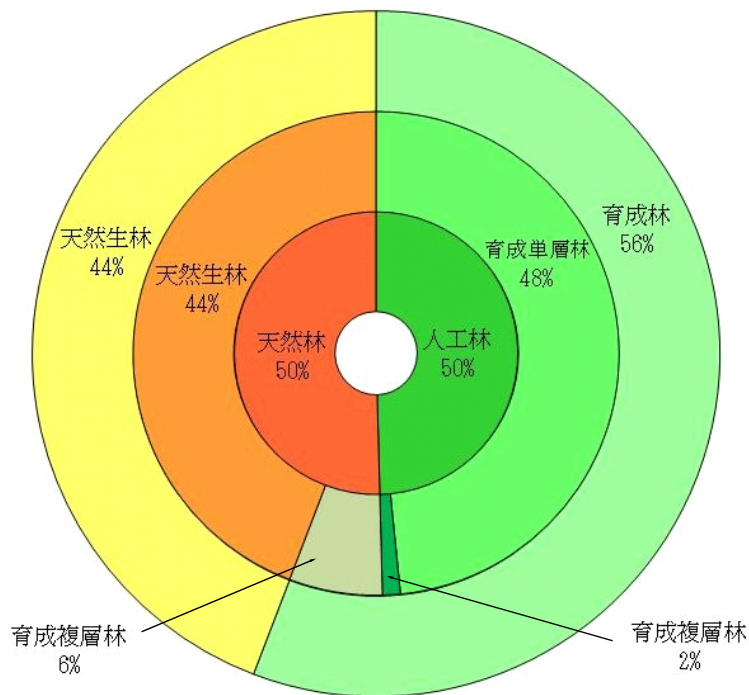
*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

*【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為(植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



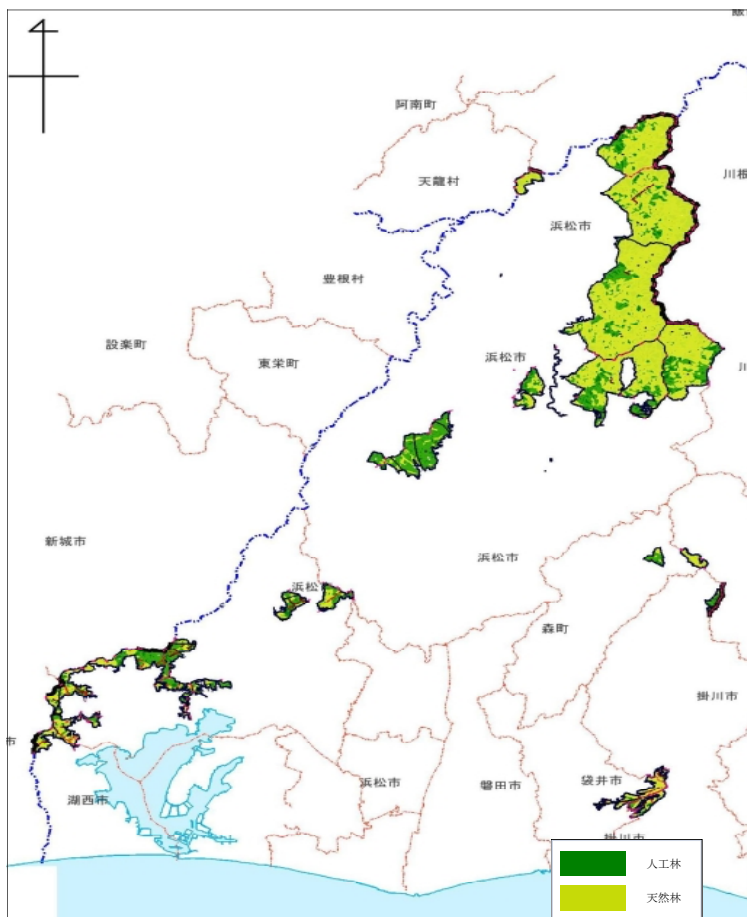
※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※【天然生林】

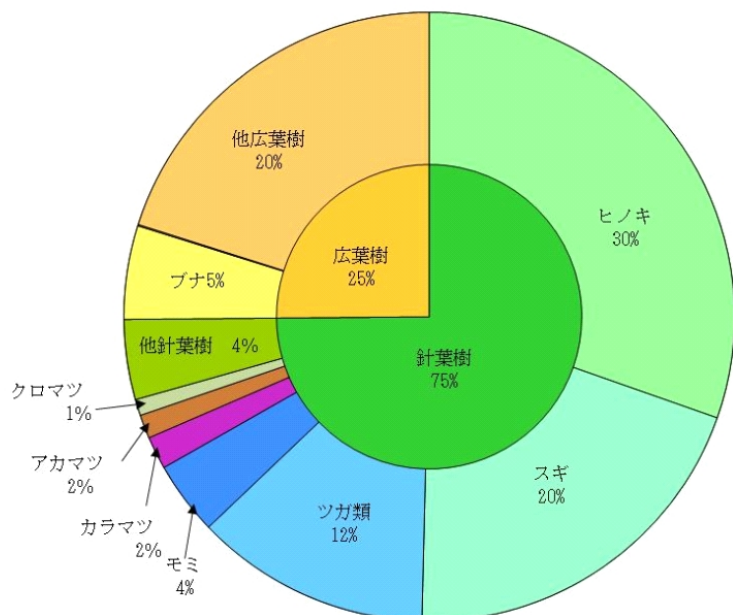
主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況



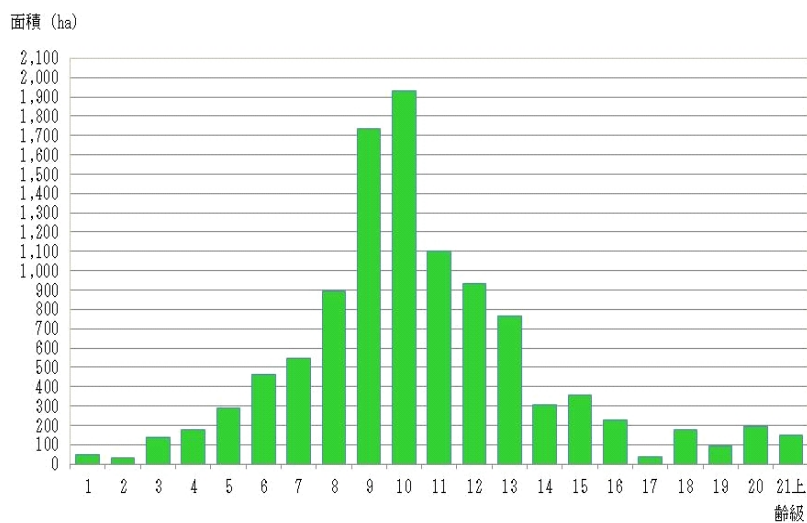
主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではヒノキ 1,418 千 m^3 、スギ 933 千 m^3 、ツガ類 582 千 m^3 、広葉樹ではブナ 232 千 m^3 となっている。(図-2 参照)

図-2 主な樹種構成 (材積比)



人工林について見ると、齢級*構成 (面積別) は、1 齢級から 4 齢級の若齢林分が 4%、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 21%、9 齢級以上の林分が 75%となっている。(図-3 参照)

図-3 人工林の齢級構成 (面積別)



*【齢級】

林齢(森林の年齢)を5年の幅でくくったもの。

1 齢級は 1 ~ 5 年生、
2 齢級は 6 ~ 10 年生、
10 齢級は 46 ~ 50 年生の森林などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成 21 年度～平成 25 年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成 25 年度は実行予定を計上した）。

① 伐採量

主伐^{*}は、分収林^{*}の契約期間が満了となる箇所を中心に計画したが、契約の延長（伐期の延期）等により、実行の一部を見合わせたことから、計画量に対して 82 % であった。

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策に寄与すべく実施したが、生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことや、これまで間伐を実施していない小径級の林分を優先したことから、計画量に対し 85 %（材積）であった。

（単位：材積 m³）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	68,068	180,278 (2,239ha)	56,120	153,522 (1,337ha)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

② 更新量^{*}

人工造林は主伐箇所の確実な更新を図るため、順次造林を実行したが、計画期間の後半に伐採した箇所（72ha）の更新は今計画期間で行うこととなるため、計画に対し 14 % であった。

天然更新は、伐採・搬出完了後の更新状況調査を実施し、更新完了基準^{*}を満たした林分は計画に対し 13 % であり、これら以外の林分は、今計画期間であらためて更新状況調査を実施する予定である。

（単位：面積 ha）

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	149	24	21	3

※【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

※【分収林】

P31 で具体的に説明。

※【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

※【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

※【更新完了基準】

搬出完了後 5 年目に樹高 30cm 以上の高木性の天然木が 5,000 本/ha 以上林地に均等に成立したときを目安とします。

③ 保護林*

当計画区に設定している保護林について、現状を把握するため森林や動植物等の状況に関するモニタリング*を実施した。

その結果、各保護林とも概ね健全な状態を維持していることが確認された。

しかし、ニホンジカによる食害等の被害が見られ、下層植生の発達を妨げている箇所もあるため、その影響を調査し、その被害防止対策が必要である。

(単位：面積 ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林生物遺伝資源保存林	1	111	1	111
木材遺伝資源保存林	2	83	2	83
植物群落保護林	7	436	7	436
計	10	630	10	630

④ 緑の回廊

該当なし

⑤ レクリエーションの森*

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然休養林、②自然観察教育林、③森林スポーツ林、④野外スポーツ地域、⑤風景林、⑥風致探勝林、⑦その他（レクリエーションの森施設）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

これらのうち、当計画区では森林レクリエーション、保健保養の場として多くの人々に利用されている。

(単位：面積 ha)

レクリエーションの森の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然休養林	1	1,112	1	1,112
自然観察教育林	3	55	3	55
森林スポーツ林	1	30	1	30
風景林	2	206	2	206
風致探勝林	1	103	1	103
計	8	1,506	8	1,506

*【保護林】
P21 以降具体的説明。

*【モニタリング】
あるものの実態、状態を継続的に観測・観察することです。

*【レクリエーションの森】
優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分^{*}に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス^{*}に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性^{*}の保全

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系^{*}を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組（利根上流森林計画区（群馬県）の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考）を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・皆伐箇所と分散伐期の長期化との組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・保護林の適切な維持・管理
- ・希少猛禽類^{*}生息地での森林施業への配慮、モニタリングの実施
- ・絶滅危惧種の昆虫の生育・生息環境の保全

^{*}【機能類型区分】
P10以降具体的に説明。

^{*}【モントリオール・プロセス】
欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

^{*}【生物多様性】
生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています

^{*}【森林生態系】
森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

^{*}【猛禽類】
肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。
猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。
食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

イ 森林生態系の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、森林整備の適切な実施と伐採後の更新の確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な森林整備
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ ツキノワグマによる樹皮剥ぎやニホンジカによる食害防止対策
- ・ ナラ枯れ等森林病虫害の早期発見のための巡視
- ・ 山火事を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養^{かん}*のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐採跡地の的確な更新による裸地状態の減少
- ・ 溪畔沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

* 【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあい活動の場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ スギ花粉発生源対策の推進
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林づくりの推進
- ・ 森林環境教育の推進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」^{*}の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP^{*}等の充実による情報発信

^{*}【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

^{*}【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給、民有林との連携等、地域から求められる国有林野への期待に応じていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の 管理経営の 一層の推進	<p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、溪間工 4 箇所、山腹工 11 箇所、保安林整備 300ha の治山事業を計画。</p> <p>【生物多様性の保全】 「南アルプス南部光岳森林生態系保護地域」などの保護林については適切な保護を図り、モニタリングを実施。</p> <p>【地球温暖化防止対策の推進】 ・森林吸収源対策として、間伐等の適正な森林の整備や木材利用等を推進。 ・将来にわたり森林の二酸化炭素吸収量を保全する観点から、主伐及び確実な再生林による年齢構成の平準化を推進。</p>
地域の森林 林業再生へ の貢献	<p>【木材の安定供給】 ヒノキやスギを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進。</p> <p>【民国連携した森林整備の実施】 民有林と国有林が連携して効率的な路網[*]整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地の設定や、公益的機能維持増進協定を活用し、民・国連携した森林施業を推進。</p>
国民の森林 としての管 理経営	<p>【国民参加の森林づくり】 「社会貢献の森」として設定された「アスモの森」等において、引き続き必要な助言や技術指導等の支援を実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を推進。</p> <p>【森林とのふれあい】 「レクリエーションの森」として設定された「奥浜名自然休養林」等については、広報活動等を通し周知するなど、森林レクリエーションの場として利用を促進。</p>

*【路網】
P19 の「林道」及び「林業専用道」を参照。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害^{*}の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要の施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

^{*} 【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

表－1
機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積 ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区 の該当す る森林の 面積
山地災害 防止タイプ	土砂流出・ 崩壊防備 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 	5,825
	気象害防備 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。） 	—
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	1,088
森林空間利用タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	2,296
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う） 	13,462
機能類型区分設定外			—
合 計			22,671

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

なお、本計画区における山地災害防止タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアにおいては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアにおいては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区には該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	5,825	5,825	—

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプにおいては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生育・生息に資するために必要な管理経営を行うものとする。

また、貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林^{*}に設定する。

なお、本計画区における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

^{*}【保護林】
P21 以降具体的に説明

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	1,088	630

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプにおいては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野についてはレクリエーションの森」として選定することとする。

なお、本計画区における森林空間利用タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	2,296	1,506

エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプにおいては、流域の特性や当該森林の状況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠*層で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

なお、本計画区における水源涵養タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水 源 涵 養 タ イ プ
面 積	13,462

注) 分収林については、契約に基づき伐採する(ただし、保安林等の法令制限がある場合はその制限に従う)。

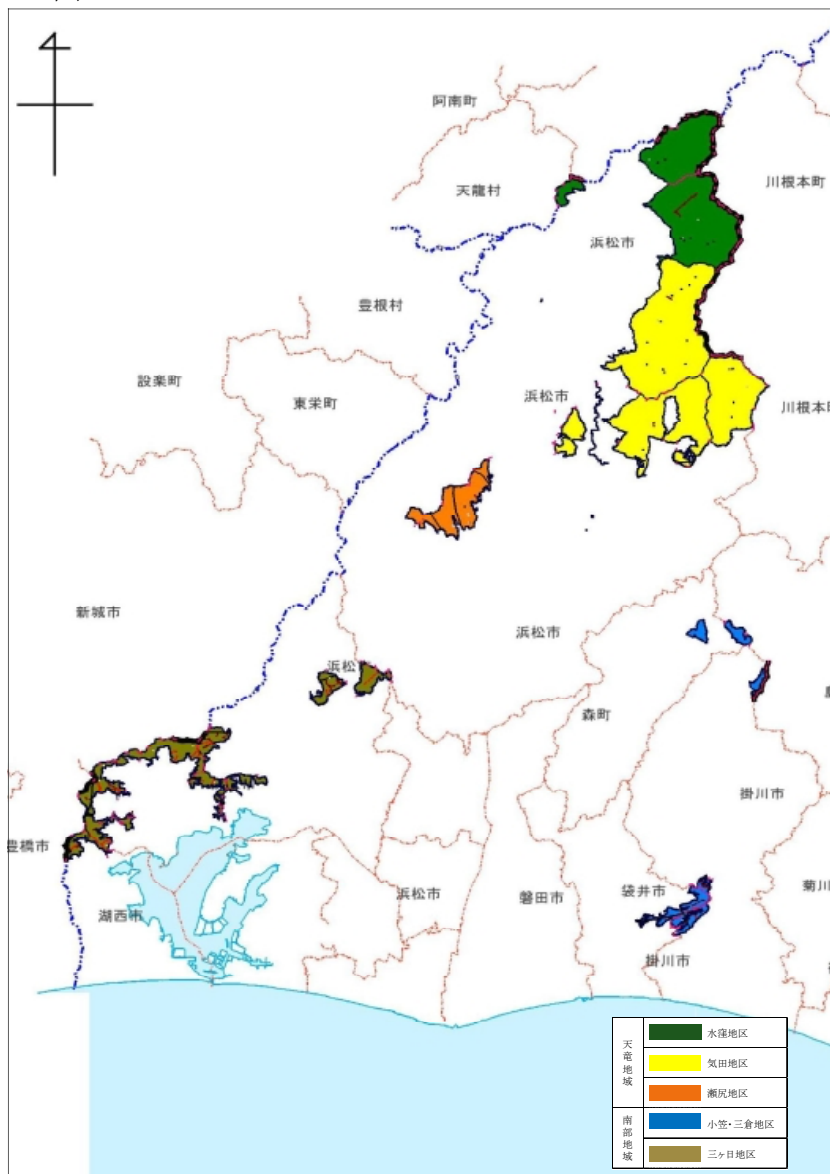
* 【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、天竜地域、南部地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。(図－4 参照)

図－4



ア 天竜地域

本地域は、当計画区北部の浜松市天竜区に位置し、糸魚川－静岡構造線と中央構造線の間にあたり、赤石山系の前衛にあたる山岳地帯を形成しており、浸食作用が激しく起伏量が著しく大きい急峻な地形を呈している。

北部は長野県、西部は愛知県、東部は静岡森林計画区に隣接しており、①水窪地区、②気田地区、③瀬尻地区に細分される。

①水窪地区(701～824林班)

当地区は、天竜地域北部の天竜川支流水窪川や翁川の源流域に位置し、土砂流出防備保安林に指定されている区域及び土砂の崩壊、流出のおそれが高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行い、水窪ダム上流域の水源かん養保安林に指定されている上記以外の大部分の地域は、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

なお、中ノ尾根山(2,296m)周辺をはじめとする天然林は、森林生態系保護地域や植物群落保護林等に設定しており、これらの区域等については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、水窪川上流の白倉沢周辺は、針広混交の天然生林が溪流と一体となって優れた森林景観を形成しており、レクリエーションの森に設定していることから森林空間利用タイプに区分し、景観の維持に努め、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

②気田地区(301～454、459～470、472～518、520～636林班)

当地区は、天竜川支流気田川の源流域に位置し、一部を除き水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、土砂流出防備保安林に指定されている区域及び土砂の崩壊、流出のおそれが高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、当地区の京丸山周辺をはじめとする天然林は、自然環境保全地域に指定されているほか、林木遺伝資源保存林や植物群落保護林に設定しており、これらの区域については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、鋸山から蕎麦粒山にかけての区域は、ブナ・モミ・ツガを主体とした亜高山地帯の天然林があり、景観としても優れているとともに、当地区南部の春野町石切には、高齢級のスギ・ヒノキがあり、森林環境教育の場として利用されているため、レクリエーションの森に設定していることから、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

③瀬尻地区(825～881林班)

当地区は、天竜川の秋葉湖の周辺から分岐する天竜川支流の小中河川の源流域に位置し、大部分が水源かん養保安林に指定されていることから主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、遠州地方の一部と愛知県の三河地方のみ自生するホソバシクナゲ群生地を保護するため植物群落保護林に設定している区域については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、当地区には、公設民営ペンションがあり、その周辺の森林は宿泊利用者の自然散策の場等として利用されていることから、当該区域については森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 南部地域

南部地域は、当計画区南部の掛川市、袋井市、森町、浜松市北区、湖西市に所在する国有林野からなり、東部は静岡森林計画区、西部は愛知県に隣接しており、①小笠山・三倉地区、②三ヶ日地区に細分される。

①小笠山・三倉地区(206～208、227～232、234～260、280～282林班)

当地区南部の小笠山周辺は、掛川市及び袋井市の都市近郊林であり、四季を通じてハイキングや自然探勝の場として利用されており、一部をレクリエーションの森に設定しているため、主として森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、当地区北部の三倉地区は、大部分が水源かん養保安林に指定されており主として水源かん養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、上記に区分した中でも土砂流出防備保安林に指定されている区域及び土砂の崩壊、流出のおそれが高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

②三ヶ日地区(7～14、18～24、26～40、43～51、53、
55～60、62、64～71、79～87、92、104、107～111、
114～118、120～128、131～138、142～145、
151～165林班)

当地区は、浜名湖周辺に位置し、奥浜名自然休養林をはじめとして森林スポーツ林や風景林などのレクリエーションの森を設定していることから、主として森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、全域が水源かん養保安林に指定されていることから、森林空間利用タイプ以外の森林は、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、土砂の崩壊、流出のおそれが高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 森林の流域管理システム^{*}の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、次に掲げる取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安心安全への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

(1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

流域林業活性化センターと連携し、低コスト作業システムを推進するため、同センターが主催する研修会等に参画する。

(2) 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体への計画的な事業の発注や立木の供給等を推進し、林業事業体の育成に努める。

(3) 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を一層推進するため、公益的維持増進協定などにより、民有林・国有林が一体となった効率的な路網整備や生産目標の設定など森林施業の共通化を図り、施業の集約化・合理化に向け積極的に取り組む。

なお、天竜地区は国内有数の林業地であり、浜松市では森林認証制度を利用して天竜材のブランド化を図ることに取り組んでいることから、認証材の流通促進を核とした天竜材の需要拡大に寄与する。

また、自然保護団体等と連携し、猛禽類の営巣等に配慮した施業を行う。

(4) 森林・林業技術者等の育成

地域の森林・林業の牽引者となる森林総合監理士（フォレスター）等の資格を持つ国有林野事業職員が、これまで専門的な知識・技術と現場経験も活かして市町村森林整備計画の策定支援等を行う取組を推進する。

また、林業技術等の普及・啓発や民有林の人材育成支援のため、各種研修フィールドとして国有林野を活用する。

(5) その他

流域林業活性化センターと連携し、一般市民を対象とした森林整備や治山事業地を実施している国有林の現地見学会を開催

^{*}【流域管理システム】

流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特徴に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

^{*}【システム販売】

国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場との協定に基づいて国有林材を安定的に販売する仕組み。

する。

また、県等と連携し、鳥獣被害対策を実施する。

さらに、システム販売*により間伐材等を計画的に供給する。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量* (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	113,681	143,264 (1638)	271,545 《14,600》

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)。
2 計欄の《 》は、臨時伐採量*で内書き。
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計。

(2) 更新総量* (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	250	12	262

(3) 保育総量* (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	908	23	51

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道*	6	5,900	46	950
うち林業専用道*	6	5,900	—	—

5 その他必要な事項

特になし

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

*【更新総量】

更新とは主伐により生じる森林造成の基本となるものであり、人工造林と天然造林に区分されません。

更新総量については、前計画における伐採跡地等のほか5年分において計画する主伐箇所へ更新期間を勘案した合計を計上します。

*【保育総量】

森林の現況、更新量に基づき、下刈、つる切、除伐等の保育の種類別に施業基準を当てはめ計上します。

*【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

*【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、早春から新緑にかけて林内が乾燥する一方、都市近郊林として親しまれており、ハイカー等の入り込み者が多くなることから、山火事発生の危険が増大する。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大している。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、廃棄物の不法投棄防止啓発、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、北部の奥地山岳地帯や、南部の丘陵地に位置している。

また、人里に近い境界は主に人為的活動から、境界が適切に保全されているか巡視するとともに、奥地山岳地帯では、複雑で急峻な地形のため、自然的作用により、境界標識が亡失するおそれの高い地域であることから、今後とも巡検*等に努めるなど境界の適切な保全管理を実施することとする。

*【巡検】
国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為です。

(3) 入林マナーの普及・啓発

近年の登山ブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増加傾向にある。これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっている。このため、地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

また、当計画区北部は、他の地域に比べ非常に急峻な地形であるため、入林者に対し、落石等による事故防止の注意喚起に努めることとする。

*【森林病虫害】
樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類等とされています。

2 森林病虫害*の駆除又はそのまん延防止に関する事項

森林病虫害の被害に対しては、民有林関係者と連携を図りつつ、早期発見に努めるとともに、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林*

保護林は、野生動植物の生息又は生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では 10 箇所、630ha を保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為は、これに関わらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森 林 生 態 系 保 護 地 域	1	111
林 木 遺 伝 資 源 保 安 林	2	83
植 物 群 落 保 護 林	7	436
総 数	10	630

ア 森林生態系保護地域

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資することを目的に「南アルプス南部光岳^{てかりだけ}森林生態系保護地域」を設定している。これらの森林の取扱いは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、具体的には当森林生態系保護地域の「設定方針」に基づき適正に取り扱うものとする。

*【保護林】

保護林とは、国有林内の貴重な生態系及び自然環境の保護を目的に設定をするものです。

設定目的及び趣旨により「森林生態系保護地域」「森林生物遺伝資源保存林」「林木遺伝資源保存林」「植物群落保護林」「特定動物生息地保護林」「特定地理等保護林」「郷土の森」に区分します。

【参考】南アルプス南部光岳森林生態系保護地域設定方針－抜粋－

◇ 森林生態系保護地域の管理に関する事項

(1) 保存地区の森林の取扱い方針

保存地区の森林については、原則禁伐とし、人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。但し、次に掲げる行為についてはこの限りでない。

- ア モニタリング、生物遺伝資源の利用、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 大規模な林地崩壊、地滑り等の災害の復旧措置
- ウ 標識類の設置等
- エ その他法令等の規定に基づく行為

(2) 保全利用地区の森林の取扱い方針

保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たすものとする。このため、木材生産を目的とした伐採は行わず、禁伐とする。但し、次に掲げる行為についてはこの限りでない。

- ア モニタリング、生物遺伝資源の利用、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為
- イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為
 - (ア) 山火事の消火等
 - (イ) 大規模な林地崩壊、地滑り等の災害の復旧措置
- ウ 標識類の設置等
- エ その他法令等の規定に基づく行為
- オ 国土保全のための治山工事及びその付帯工事
- カ 被害木、枯損木の除去及び支障木の伐採

(3) 保全利用地区に外接する森林について

保全利用地区に外接する森林においては、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層林施業、択伐を中心とした育成天然林施業又は天然生林施業を行うものとする。

また、森林生態系保護地域に外接する天然林及び飛地的に点在する群落の保存並びに野生動物の保護に努めるとともに、既に人工林施業が行われている森林についても、今後の施業に当たっては慎重に対処する。

イ 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

ウ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、間伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 野生動物による被害に関する事項

近年、ツキノワグマ等による樹皮剥ぎや、ニホンジカやニホンカモシカ等による食害の被害が発生している。

このため、巡視等によりこれらの状況の把握に努め、立木の枯死が増大し公益的機能の低下のおそれのある箇所や伐採跡地の新植箇所を重点的に侵入防止柵の設置や立木を保護するためのネット巻等による防除対策を行う。

また、地方公共団体等とも連携を図り、対策の充実に努めるほか、積極的な個体数調整に努めることとする。

(2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生育環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、クマタカ等の希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組等により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業(予定)箇所及びその周辺について希少猛禽類の情報が得られ、繁殖の可能性が高いと判断される場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」に諮るなどにより、適切に対応することとする。

(3) 溪畔^{*}周辺の取扱いに関する事項

溪畔周辺については、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、水辺の整備について、水質保全の向上や野生生物の生育・生息環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

*【溪畔】

常時水流のある溪流や河川、湖沼、湿原等の水域と強い結びつきを持つ範囲にある森林で、流域全体の生物多様性や公益的機能の發揮上重要な役割を担っています。

(4) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、有識者、関係機関、地域住民、ボランティア団体、NPO 法人等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は、50 %が人工林となっており、このうち5～8 齢級(21～40 年生)の間伐適期林分が21 %、9 齢級(41 年生)以上の高齢級林分が75 %を占めている。

このため、当面は、間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐及び分収林契約に基づく主伐等が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し、供給に努めることとする。

なお、当計画区では、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階となっており、木材需用者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっていることから、国有林野事業においては、「システム販売」等による林産物の安定供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。特に河川工事等の公共工事に伴う小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応することとする。

また、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、地域産業の振興に寄与することを目的とした土石等副産物の供給に配慮することとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の浜名湖周辺の国有林野は全域が自然公園に指定され、中京圏から近く、高速道路が整備され交通の便も良いことから、自然環境との調和に配慮しつつ、優れた景観を有する森林を活かし、自然とのふれあい・教育文化・保健休養等の国有林野の活用を図ることとする。

また、レクリエーションの森については、国民が気軽に森林や自然とふれあう拠点として、地方公共団体等と連携し、自然度と安全性の高い施設整備、フィールドの整備、看板類の充実等に努めるとともに、各種情報手段を通じ利用の促進を図ることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全など公益的機能との調和を図ることとする。

(1) レクリエーションの森

レクリエーションの森は森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区は、浜名湖周辺を自然休養林に設定しており、4つのハイキングコースが整備され、みかん畑などの田園風景や浜名湖の美しい眺望を楽しみながらのハイキングや自然探勝等に利用されている。

また、計画区北部は、赤石山系から太平洋に流れ込む河川により多くの溪谷が造り出されており、自然が生み出した風景美、森林美及び溪谷美等の優れた景観を呈していることから、風景林や風致探勝林に設定している。

レクリエーションの森の管理経営については、I-2-(1)ウの森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設の整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともに、レクリエーション利用の目標に合致した施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

(単位：面積 ha)

種 類	箇所数	面 積
自然休養林	1	1,112
自然観察教育林	3	55
森林スポーツ林	1	30
風景林	2	206
風致探勝林	1	103
計	8	1,506

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等－貸付、売払等
- (2) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等－分収造林契約等
- (3) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用施設、地域産業の振興－貸付、売払等
- (4) レクリエーション利用－使用許可等
- (5) ボランティア活動、森林教育の場－協定等

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の市町村等が進める

地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努めることとする。

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないものが見られ、その位置関係により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない私有林であること
- (2) 市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存在する私有林又は当該区域に隣接する私有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

国が私有林も含めて一体的に発注する森林施業の種類等は協定に定める、①間伐木、②間伐木の搬出のための森林作業道の開設等とし、各事業の適切な実施に努めることとする。

なお、関東森林管理局長と森林所有者との費用負担については、協定に定める負担割合によるものとする。

協定数	1 件		
面積：民	1.23 ha	面積：国	40.22 ha
整備・保全の内容	伐採（間伐）、森林作業道の開設		

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとし、「社会貢献の森」を設定する。

なお、本計画において協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域は定めないが、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

(1) 社会貢献の森

「社会貢献の森」は水源涵養や森林の持続的経営の普及啓発等に資するもので、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、企業等が自主的な森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
社会貢献の森	観音山少年自然の家 ふれあいの森	2.79	157 へ 158 ろ
社会貢献の森	引佐町観音山水源の森	9.24	157 に 158 に
社会貢献の森	連合西部ふれあいの森	4.79	158 は
社会貢献の森	スズキの森	0.82	156 と
社会貢献の森	アスモの森	0.23	9 よ ₂
社会貢献の森	萬象之森・鶴羽實	0.24	236 イ ₂

2 分収林に関する事項

分収林制度[※]を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

※【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

平成25年度に定めた「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び森林管理署に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他必要な事項

特になし